（様式第22）（第18条関係）

【サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローン用】

令和　　年　　月　　日

一般社団法人環境パートナーシップ会議

代表理事　廣野　良吉　殿

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

登録支援者番号

住　　　　　　　所

名　　　　　　　称

代表者の役職・氏名

令和５年度地域環境保全対策費補助金

（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））

資金調達支援状況報告書

資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、資金調達が完了しましたので、令和５年度地域環境保全対策費補助金（グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門））交付規程（令和５年５月16日制定。以下「交付規程」という。）第18条の規定に基づき、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 資金調達支援計画番号 |  |

支援対象事業者の詳細

|  |  |
| --- | --- |
| 支援対象事業者名 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 担当者TEL |  |
| 担当者E-Mail |  |

１．ガイドライン、適合性報告シート

　資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり、環境省が作成する最新のガイドラインと適合することを確認しました。

【サステナビリティ・リンク・ボンドの場合】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** | |
| * KPIは発行体の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣の下で管理されるべきである。 | １－② | べきである | |  |
| * KPIの選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。 * 発行体のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、発行体の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること * 一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること * 外部から検証可能であること * ベンチマークが可能であること、つまり、SPTsの野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用すること | １－③ | べきである | |  |
| * 可能な限り、過去のアニュアルレポートやサステナビリティレポート、あるいはその他の非財務情報による報告で既に開示済のものを KPIとして選定することが望ましい。 | １－④ | 望ましい | |  |
| * 過去に開示されたことのない KPIである場合には、可能な限り、KPI に関して少なくとも過去３年分の外部検証されたデータを提供すべきである。 | １－④ | べきである | |  |
| * KPIの選定基準及びプロセスに関する情報を、発行体のサステナビリティ／ESG 戦略に位置付けた上で、投資家に明確に説明することが望ましい。 | １－⑤ | 望ましい | |  |
| * KPIの選定にあたっては技術的な進歩と規制環境等の変化についても配慮するべきである。 | １－⑥ | べきである | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * KPI は明確に定義されるべきであり、適用対象範囲に関する情報及び算定方法 （例：KPI となるCO2 排出量が原単位排出量の場合はその分母、ベースラインの定義等）を含めるべきである。また可能な場合には、科学的根拠に基づく計算、または業界基準に対するベンチマーク化（例：SMARTの法則：具体的(Specific)、測定可能(Measurable)、達成可能(Attainable)、関連性(Relevant)があり、かつ期限設定(Time-bound)を意識して設定）がされるべきである。 | １－⑦ | べきである |  |
| * SPTsの達成に重大な影響を及ぼし得る戦略的な情報を開示すべきである。 | ２－① | べきである |  |
| * SPTsは野心的であるべきである。すなわち、 * それぞれの KPIにおける重要な改善を表し、「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。 * 可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。 * 発行体の全体的なサステナビリティ／ESG戦略と整合しているべきである。   ・発行前又は発行時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。 | ２－② | べきである |  |
| * 実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。 * 発行体自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低３年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。） * 同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTsの相対的位置付け、又は現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置付け）   ・科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な水準、国・地域・国際的な公式目標、認定されたBAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標） | ２－③ | べきである |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** | |
| * SPTsの目標設定に関する情報開示では、以下について説明するべきである。 * SPTs達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）。 * 該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、及び当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。 * 該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。 * 可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、発行体がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ／ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。   ・ SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。 | ２－⑤ | べきである |  |
| * SPTsの目標設定に関する情報は発行体のESGに関する包括的な目的、戦略、方針又はプロセスの文脈の中で言及することが望ましい。 | ２－⑤ | 望ましい |  | |
| * サステナビリティ・リンク・ボンドの発行に際し、外部レビュー機関に依頼し、期待される事項との適合性を確認することが望ましい。 | ２－⑥ | 望ましい |  | |
| * 債券発行前のセカンド・パーティー・オピニオンにおいて、外部レビュー機関は、選定された KPIの妥当性・頑健性・信頼性、設定されたSPTsの根拠と野心度、使用されるベンチマークおよびベースラインの妥当性及び信頼性、SPTs を達成するための戦略に対する信頼性について、必要に応じてシナリオ分析も活用しながら、評価すべきである。 | ２－⑦ | べきである |  | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 債券発行後は、対象範囲、KPI値の測定方法、またはSPTsの設定等に重大な変更があった場合、これらの変更内容について外部レビュー機関による評価を取得することが望ましい。 | ２－⑧ | 望ましい |  |
| * 評価を付与する外部レビュー機関は、自らの実績と適切な専門性を公表し、実施されたレビューの範囲を明確に示すことが望ましい。 | ２－⑨ | 望ましい |  |
| * セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法を検証・実証するために内部の専門的知見に基づく検証プロセスを確立することが望ましい。 | ２－⑩ | 望ましい |  |
| * セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法に関する内部の検証プロセスや社内の専門知見所有者の概要を含む内部の知見を包括的に文章化することが望ましい。 | ２－⑩ | 望ましい |  |
| * セカンド・パーティー・オピニオンを取得しない場合には、KPIの測定方法に関する内部の検証プロセスや内部の知見を含む文書は投資家に開示・説明されるべきである。 | ２－⑩ | べきである |  |
| * 債券の財務的・構造的特性の変化は、当初のサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的特性に見合ったものであり、かつ意味のあるものを設定することが望ましい。 | ３－③ | 望ましい |  |
| * KPIの定義とSPTs（計算手法も含む）、及びサステナビリティ・リンク・ボンドの財務的・構造的特性の変化に関する情報は債券の開示書類に含まれるべきである。 | ３－④ | べきである |  |
| * SPTsが測定不可能、または達成状況が十分に確認できない場合の代替方法についても説明すべきである。 | ３－⑤ | べきである |  | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 必要に応じて、KPIの測定方法、SPTsの設定、前提条件やKPIの対象範囲に重大な影響を与える可能性のある想定外の事象の発生について、債券の開示書類の中で言及することを検討することが望ましい。 | ３－⑤ | 望ましい |  |
| * 以下の項目を含む最新の情報を開示し、投資家が参照し易い場所へ掲載（HPなどのWeb上を含む）すべきである。 * 選定したKPIのパフォーマンスに関する最新情報（関連するベースラインを含む） * SPTsの達成状況を踏まえた債券の財務的・構造的特性の変化に対する影響、及びそのタイミング   ・ 投資家がSPTsの野心度を測るために有用な、いかなる情報（発行体のサステナビリティ／ESG 戦略や関連するKPI 値/ESG ガバナンスの情報、またはより一般的な KPI 値/SPTs の分析に関連する情報等）。 | ４－① | べきである |  |
| * サステナビリティ・リンク・ボンドの財務的・構造的特性の変化につながるSPTsの達成状況に関連する期限までは、少なくとも１年に１回レポーティングされるべきである。 | ４－② | べきである |  |
| * 発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、関連する情報を一般に開示すべきである。 | ４－③ | べきである |  |
| * サステナビリティ・リンク・ボンドの期間内において、各KPIのSPTsに対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年１回以上受けるべきである。 | ５－① | べきである |  |
| * 外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、公開情報として開示すべきである。 | ５－④ | べきである |  |

【サステナビリティ・リンク・ローンの場合】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 借り手は、KPIの選択理由とSPT達成に向けた動機・意欲を貸し手に明確に伝えるべきである。 | 第２節前文 | べきである |  |
| * 借り手は、KPIの選択理由とSPT達成に向けた動機・意欲を持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置づけることが望ましい。 | 前文 | 望ましい |  |
| * 借り手は、SPTsが準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。 | 前文 | 望ましい |  |
| * KPIは借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣のもとで管理されるべきである。 | １－② | べきである |  |
| * KPIの選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。 * 借り手のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、借り手の現在や将来の事業運営にとって   高い戦略的意義を有すること   * 一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること * ベンチマークが可能であること、つまり、SPTsの野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用すること | １－③ | べきである |  |
| * 借り手は、KPIの適用範囲と共にその明確な定義を提示し、算出手法、ベースラインの定義を明らかにするほか、可能な場合は業界標準と照らし合わせてKPIをベンチマークするべきである。 | １－④ | べきである |  |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならず、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があるものであるべきである。 | ２－① | べきである |  |
| * SPTsは野心的であるべきである。すなわち、 * それぞれの KPIにおける重要な改善を表し、「BAU：Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。 * 可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。 * 借り手の全体的なサステナビリティ／ESG戦略と整合しているべきである。 * ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。 | ２－② | べきである |  |
| * 実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。 * 借り手自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低３年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。） * 同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTsの相対的位置付け、又は現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置付け） * 科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な基準、国・地域・国際的な公式目標、認定されたBAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標） | ２－③ | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * SPTsの目標設定に関する情報開示では、以下について明確に言及するべきである。 * SPTs達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）。 * 該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、ならびに当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。 * 該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。 * 可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、借り手がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ／ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。 * SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。 | ２－⑤ | べきである |  |
| * KPIやSPTsは、借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。 | ２－⑥ | べきである |  |
| * KPIとSPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、借り手は第三者のレビューを求めることが望ましい | ２－⑧ | 望ましい |  |
| * 外部レビュー機関は契約前のレビューにおいて、選定されたKPIの妥当性、頑健性及び信頼性、提示されたSPTsの根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性、ならびに該当する場合はシナリオ分析に基づく達成に向けた戦略の信頼性を評価すべきである。 | ２－⑨ | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 契約後のレビューにおいては、周辺環境、KPIの方法論、SPTsの測定に重大な変更があった場合、借り手は、外部機関にその変更について評価を依頼することが望ましい。 | ２－⑩ | 望ましい |  |
| * 借り手は、第三者のレビューを取得しない場合、借り手は、SPTs の内容を検証するために、内部の専門的知識を示す又は開発することが強く推奨され、内部レビューを行うための専門性（関連する内部プロセスやスタッフの専門性を含める）を文書化することが望ましい。また、作成された文書は、貸し手に提供されることが望ましい | ２－⑫ | 望ましい |  |
| * 借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | ２－⑭ | 望ましい |  |
| * 借り手は、可能な場合には、貸し手がSPTs のパフォーマンスをモニタリングし、SPTs が野心的で借り手のビジネスに対し妥当性がある状態に変わりはないか判断するため、外部機関によるESG格付等のSPTsの達成状況に関する最新情報を入手できるよう、少なくとも１年に１回以上、貸し手に報告するべきである。 | ４－① | べきである |  |
| * 借り手として、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、サステナビリティ・リンク・ローンであることを表明する場合には、第三者が達成状況を判別できるよう、SPTsに関する情報を一般に開示すべきである。 | ４－② | べきである |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 記載場所 | べきである／望ましい | **✓** |
| * 借り手は、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年1回以上受けなければならない。 | ５－① | しなければならない |  |
| * 借り手が外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告するべきである。 | ５－④ | べきである |  |
| * 適切な場合には、外部機関によるSPTsのパフォーマンスの検証結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。 | ５－④ | 望ましい |  |

２．グリーンボンド等の資金調達概要報告シート

資金調達支援業務を行ったグリーンボンド等について、下記のとおり報告します。

１．資金調達情報概要

|  |  |
| --- | --- |
| グリーンボンド等の名称 |  |
| 発行体/借り手名・　　　　　支援対象事業者名 |  |
| 発行/調達金額・発行/調達通貨 |  |
| 条件決定日・  発行/調達日 |  |
| 利率 |  |
| その他条件等 |  |
| 利払日 |  |
| 償還期日・（年限） |  |
| 信用格付 |  |
| 引受幹事会社 |  |

２．グリーンボンド等の概要/フレームワーク等情報

|  |
| --- |
| 選定したKPIの内容（別紙での説明も可） |
| （KPIの内容） |
| （KPI選定理由） |
| SPTsの内容（別紙での説明も可） |
|  |
| SPTsの野心性の判断理由 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 債券又はローンの特性 | |
| ※SPTs達成/未達成における債券又はローンの特性の変化内容について記載してください。 |
| レポーティング |
|  |
| 検証 |
| ※今後の検証の予定を記載してください。 |
| 外部レビューの付与状況 |
| ※付与した外部レビューを添付書類として提出してください。  （外部レビュー機関）  （外部レビューの種類） |
| グリーンボンド等を発行/調達した動機と今後のグリーンボンド等の発行/調達の展望 |
|  |

３．その他（任意回答・非公表）

|  |
| --- |
| 組成にあたって苦労した点 |
|  |
| 組成にあたって工夫した点 |
|  |

注　本報告シートの記載項目は、原則としてグリーンファイナンスポータル等において公表する予定ですが、機密事項に該当する情報が含まれる場合は個別にご相談ください。ただし、「非公表」と記載している項目等については、個別公表はしませんが、分析等に使用し、当該分析結果等については、匿名性を確保した上で統計データ等として公表することがあります。

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名：  　責任者名 ：  担当者名 ：  ＴＥＬ：  E-mail： |

|  |
| --- |
| 担当者連絡先  部署名：  　責任者名 ：  担当者名 ：  ＴＥＬ：  E-mail： |